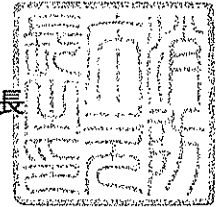




消防予第335号
消防技第69号
消防特第132号
平成19年9月25日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長



自動車の火災等事故に係る報告について（通知）

電気用品及び燃焼機器（以下「電気用品等」という。）に係る火災等の事故のうち、不備・欠陥又は使用方法の誤り等の原因によるものについては、既に「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故について（通知）」（平成18年9月18日付消防予第398号・消防技第61号）により、機器に係る名称・型式、製造業者等についてご報告いただくようお願いしているところです。

近年においては、電気用品等の火災等の事故と同様に、自動車についても、車両の構造上の不備・欠陥を原因とする火災等の事故が続いているところであり、製造業者等によるリコール件数も増加傾向にあります。この種の火災等の事故の発生を低減させるためには、早期に情報が収集され、当該情報を分析することにより、自動車の全国斉一の改善が図られることが求められます。

このため、今般、電気用品等に加え、自動車についても、下記のとおり報告していただくこととしましたので、ご協力いただくようお願いいたします。

なお、電気用品等には、「消費生活用製品安全法」に基づく消費生活用製品に該当するものすべてを含むものであることにご留意ください。

また、貴職におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨ご周知いただくようお願いいたします。

記

1 報告対象

(1) 自動車の火災のうち、車両の構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合について報告すること。

また、原因を特定できない場合であっても、車両に起因する出火であると推定できる場合には報告すること。

(2) 自動車に係る事故のうち、火災に至らないものであっても、周囲の状況によっ

ては火災になるおそれがあるものであって、車両の構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合について報告すること。

2 報告書様式

別記様式によること。

3 報告時期

第一報については、消防本部において把握した時点で、速やかに報告すること。この場合において、その原因が未確定であっても、原因を推定できる場合には、その時点でできる限り速やかに報告すること。

なお、第一報後の事実関係については、判明次第随時報告すること。

4 報告方法

消防本部は、原則として別記様式をファクシミリ又は電子メールにより消防研究センター火災原因調査室まで直接送信すること。

□ 消防研究センター 火災災害調査部 火災原因調査室

FAX：0422-49-3763

E-mail：kanshiki@fri.go.jp

5 火災原因調査に対する技術的支援

火災の要因を特定する場合に技術的支援を必要とする場合にあっては、消防研究センター火災原因調査室に相談されたいこと。

問合わせ先：0422-49-9441（直通）

0422-44-8331（代表）

6 その他

(1) 本通知は、平成19年10月1日から実施する。

(2) 「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故について（通知）」（平成18年9月19日付消防予第398号・消防技第61号）の別記様式（電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故報告書）については、本通知の別記様式に改正するものとする。

(3) 火災等事故報告にあたっての留意事項

ア 報告の対象となる電気用品等は、次のとおりであること。

(ア) 電気用品については、主として「移動可能な電熱器」「固定の電熱器」「電気機器」（「火災報告取扱要領の全部改正について（通知）」（平成6年4月21日消防災第100号）別紙 火災報告取扱要領（以下「火災報告取扱要領」という。）別表第3 出火原因分類表 1表 発火源における中分類が11、12、13）に該当するもの。

(イ) 燃焼機器については、主として「都市ガスを用いる移動可能な道具」「プロ

パンガスを用いる移動可能な道具」「都市ガスを用いる固定したガス設備」「プロパンガスを用いる固定したガス設備」「油を燃料とする移動可能な道具」「油を燃料とする固定設備」(火災報告取扱要領 別表第3 出火原因分類表 1表発火源における中分類が21、22、23、24、25、26)に該当するもの。

(ウ) 報告の対象となる火災等の事故は、機器の不備、欠陥により発生したと判断される場合及び機器の設計等が使用方法を間違えやすくしたと判断される場合であること。なお、使用方法が不良に基づく経過(例えば、電熱器のスイッチを入れたまま放置したことによる火災、石油ストーブの燃焼中の給油による火災)による出火は、報告の対象に該当しないこと。

イ 電気用品等及び自動車の火災事故の火災原因調査にあたっては、その構造、設備等が複雑であること等から、極力製造者等からの情報提供を受け、火災原因の迅速な究明にあたること。

ウ 電気用品等の重大製品事故に該当するもの又は該当する可能性があるものや自動車の車両の構造上の不備、欠陥に該当するもの又は該当する可能性があるものにあつては、当該製品等の製造者等に連絡・通報し、当該事実の確認や防止対策等についての意見の聴取等を行うこと。

エ 出火原因などが調査中の段階で速報した場合は、最終的な出火原因が確定した段階で最終報を送付すること。

(4)本通知により報告いただいた情報は、消防庁においてとりまとめの上、原則として公表するものであること。

担当

消防庁予防課 地下、徳永、鈴木(智)

TEL 03-5253-7523

消防庁消防技術政策室 大塚、鳥枝、千葉

TEL 03-5253-7541

消防庁特殊災害室 鈴木(善)、斎藤、木村

TEL 03-5253-7528